

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【公表番号】特表2008-512212(P2008-512212A)

【公表日】平成20年4月24日(2008.4.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-016

【出願番号】特願2007-531403(P2007-531403)

【国際特許分類】

A 6 1 M	25/00	(2006.01)
A 6 1 B	17/00	(2006.01)
A 6 1 B	18/00	(2006.01)
A 6 1 B	18/18	(2006.01)
A 6 1 B	18/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	25/00	4 1 0 H
A 6 1 B	17/00	3 2 0
A 6 1 M	25/00	3 0 6 B
A 6 1 M	25/00	3 1 2
A 6 1 B	17/36	3 3 0
A 6 1 B	17/36	3 4 0
A 6 1 B	17/39	3 1 0
A 6 1 M	25/00	3 1 4

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

侵襲を最小限に抑えながら左心房に接近する拡張可能な血管内接近シースであって、近位端と、遠位端と、中央を貫通する中枢ルーメンとを含み、外向きの圧力がかけられることに応じて周方向に拡張可能な遠位領域を有する、軸方向に細長いシースチューブと、

前記シースチューブの前記近位端に連結され、器具の通過を容易にするように構成されたハブと、

前記中枢ルーメンを通って延びてあり、挿入時に前記シースの前記中枢ルーメンを閉塞するように構成され、前記シースの前記ハブに脱着可能に連結されたオプトラトールハブを有するオプトラトールと、

前記オプトラトール内のガイドワイヤルーメンとを有し、

前記オプトラトールは、前記シースの前記遠位領域を折りたたみ構成から拡張構成に拡張することのできるバルーン拡張器である血管内接近シース。

【請求項2】

前記シースチューブは、ポリマー材料で作られた膜層内に埋め込まれた補強層を有する、請求項1に記載の血管内接近シース。

【請求項3】

前記シースチューブは、外側層と、内側層と、補強層とを有し、前記外側層および前記

内側層はポリマー材料から構成される、請求項 1 に記載の血管内接近シース。

【請求項 4】

前記補強層は金属のコイルである、請求項 3 に記載の血管内接近シース。

【請求項 5】

前記補強層はブレードである、請求項 3 に記載の血管内接近シース。

【請求項 6】

前記内側層および前記外側層はそれぞれ異なるポリマーで作られる、請求項 3 に記載の血管内接近シース。

【請求項 7】

前記シースの長さは 50 cm から 250 cm の間である、請求項 1 に記載の血管内接近シース。

【請求項 8】

前記シースの内側ルーメンは、前記遠位領域が完全に拡張されたときに 6 フレンチから 30 フレンチの間の範囲である、請求項 2 に記載の血管内接近シース。

【請求項 9】

心臓の右心房または左心房に挿入できるようになっているシースであって、
径方向に折りたたまれた遠位端と、

すでに配置されたガイドワイヤを介して心臓の右心房または左心房内の目標治療部位まで前記シースを引く手段と、

前記シースの前記遠位端を関節状に曲げる手段と、

前記シースの前記遠位端の少なくとも一部を拡張させる手段と、

患者から前記シースを取り出す手段とを有するシース。

【請求項 10】

器具を設置するか、心臓の心房内に物質を注入するか、あるいは心臓の心房から物質を引き出す手段をさらに有する、請求項 9 に記載のシース。

【請求項 11】

X 線を使用した可視化技術を使用して前記シースを容易に可視化し、位置および向きを定める手段をさらに有する、請求項 9 に記載のシース。

【請求項 12】

抗血栓液を前記シースの中核ルーメンに注入する手段をさらに有する、請求項 9 に記載のシース。

【請求項 13】

抗血栓液を拡張器のガイドワイヤルーメンに注入する手段をさらに有する、請求項 9 に記載のシース。